

# 関釜裁判ニュース

2001年2月25日発行 100円

第35号

釜山「従軍慰安婦」  
女子勤労挺身隊  
公式謝罪等請求事件

戦後責任を問う  
関釜裁判を支援する会

関釜裁判とは、一九九二年十二月、韓国釜山市などの元日本軍「慰安婦」と元女子勤労挺身隊の十人が、山口地裁下関支部に、日本国との公式謝罪と賠償を求めて提起した裁判である。一九九八年四月、「慰安婦」原告に一部勝訴判決がでたが、現在、広島高裁で係争中である。

## 判決を前にして

花房俊雄

昨年十二月十八日の第九回口頭弁論で広島における控訴審は結審しました。判決日は未定です。

結審の報告のため、二月十日から四日間訪韓し、河順女（ハ・スンニョ）さんの墓参りと、他の原告九人に会つてきました。李順徳（イ・スンドク）さんは病の床についており、朴ら（パク・ラ）さん（不眠症による心身の消耗は痛ましい状態でした。総じて老いと病が進み、判決を前に原告たちの心は揺れていきました。そうした中でも、「八割だめでも、二割の希望があるのだから」とVサインを指し出した朴ら（パク・ラ）

（ソ）さんの姿に、判決への原告たちの切実な気持ちが凝縮されているように感じました。

一方二月二十日に新たに約八万五千筆の署名を裁判所に提出し、前回と併せて一二万筆に迫ろうとしています。さらに続々と署名が集まっています。日韓の市民の中に判決に向かって熱く切実な期待が広がっているのを感じます。署名に努力してください。たすすべての皆様に深く感謝いたします。

### ◆控訴審を振り返って

さてここで、判決を前にして一年間の控



花房俊雄さんの自宅で（2月10日）

訴審を振り返つておきましょう。

第一に多くの人の支えで充実した控訴審への取り組みができました。第一回から八回口頭弁論まで毎回原告たちが出廷し、被害の事実と誇りの回答を訴えてきました。

勤労挺身隊原告・朴S.O.さんを始め原告たちは被害事実の意味を深め、誇りの回答への思いをよりラジカルにし、長く続く裁判で希望をもち続けてきました。そうした原告たちの姿が何よりもわたしたち支援者を鼓舞してきました。

また尹貞玉（ウン・ジョンオク）先生の証言やPTSD診断書の提出を通して、「慰安婦」問題の全体像と原告たちの被害の後遺症の深刻さを訴える事ができました。控訴審の第一目標の「裁判官に被害の事実と原告の思いをしっかりと認識してもらう」は達成し得たと思います。毎回原告たちをお呼びすることが出来たのも、多くの会員の皆様の会費や緊急カンパの熱い支援によるものでした。心から感謝いたします。

また控訴審を通して傍聴席にあふれる支援者の参加が続いたことは、裁判官をして関釜裁判への国内外の関心と期待の高さをひしひしと感じさせ得たと思います。そし

て何より原告たちを勇気づけてきました。

第二に弁護団による法的主張もより深められました。主たる法的主張の「道義的国家たるべき義務」が履行されてない戦後責任を鮮明にし、勤労挺身隊原告も「慰安

婦」原告と等しく、いやそれ以上に被害の継続が深刻であることを皇民化教育での民族的アイデンティティーの喪失とPTSDの深刻さを通して主張してきました。「立法不作為」の法的主張に国側が、一九八五年最高裁判決を唯一の根拠に一審判決を覆す主張をするのに対し、弁護団は立法不作為の判例を歴史的に洗い直し、最高裁判例の人権感覚の希薄さを明らかにし、裁判官に勇気をもつて最高裁判例を乗り越える判決を求める主張をしてきました。一審判決を維持し乗り越えようとする弁護団の執念は準備書面にあふれています。

第四に戦後補償全体の動きは徐々にではあれ前進して来ています。昨年七月、富山の不二越を相手取った元勤労挺身隊員らによる訴訟が最高裁で和解し八人一団体にたいして三千万円以上の解決金が支払われました。関釜裁判の不二越の元勤労挺身隊原告三人をはじめ、他の被害者たちにも企業からの補償の可能性が出てきました。

アメリカでの対企業訴訟で強制労働被害者側が敗訴した影響で不二越は強気の態度に変じたため、今後の取り組みを検討中です。またドイツが昨年、百万人以上の強制労働被害者に政府と企業共同で「記憶・責任・未来」基金を作つて補償に乗り出したこと、東京高裁で花岡事件の中国人強制労働被害者と鹿島建設の間で和解が成立したこと、有利な条件です。

第五に控訴審について、「慰安婦」原告の河順女さんの訃報を聞くことになりました。李順徳さんも一昨年夏、四時間呼吸が停止し奇跡的に生還されました。勤労挺身隊原告の中でも幼かつた朴S.I.さん、朴S.O.さんは心身の後遺症が重く様々な病状に苦しんでいます。病気で一度も出廷できなかつ

た鄭水蓮（チョン・スヨン）さんの病状も気になります。全体として原告たちの老いと病が進み、「生きているうちに解決をしてほしい」との訴えが切実さをもつて迫っています。

第三に控訴審について、「慰安婦」原告の河順女さんの訃報を聞くことになりました。李順徳さんも一昨年夏、四時間呼吸が停止し奇跡的に生還されました。勤労挺身隊原告の中でも幼かつた朴S.I.さん、朴S.O.さんは心身の後遺症が重く様々な病状に苦しんでいます。病気で一度も出廷できなかつ

害者賠償法案」が作成され、国會議員に配布されました。また民主、共産、社民各党が「慰安婦」問題解決促進法案を昨秋臨時国会に提出し、委員会で民主党案の趣旨説明がされるという画期的事態まで進みました。立法解決に向けての動きが本格化してきています。

一方昨年末、フィリピン、在日の「慰安婦」訴訟の東京高裁判決では共に敗訴しました。立法不作為の請求は共に八五年最高裁判例に基づき棄却されました。敗訴のなかでも、在日の慰安婦裁判で「慰安婦」制度は当時の国際法に違反しているとの見解がしめされたことは一步前進でした。とは言え、国を相手にした戦後補償裁判の厳しさあいかわらずです。上に行くほど権威に弱い司法制度の中で、広島高裁の裁判官が東京高裁の判決を乗り越える事はよほどの勇気がいることも事実です。

いのないよう詰めの取り組みを強めながら、祈る思いで判決日を迎えようとしています。す。

#### ◆立法運動への変わらぬ支援を

早ければ今春三～四月に判決は予想されます。判決の内容がどのようになるにしろ最高裁に上告される事が予想されます。最

高裁では書類審査だけで、口頭弁論は開かれません。原告たちが裁判で来日するのは判決日をもって最後になるかも知れません。

判決には私たちもこぞつて参加し、喜びも悲しみも怒りも原告たちと共有しましよう。

「慰安婦」被害者への謝罪と個人補償を求める解決法案は野党三党により通常国会に再上程されます。審議・成立を望む広範な市民の声を関係議員に集中する取り組みが求められます。

一方、富山にも出向き、不二越を相手にした勤労挺身隊被害者への個人補償を求める運動に、原告と共に取り組むことになるでしょう。

立法解決や対企業闘争へと支援する会の運動はシフトして行きますが、解決の日まで変わらぬご支援をよろしくお願ひします。

戦後補償の前提となる被害の事実を明らかにし、国会をして過去の克服に向かい合

わせる真相究明法＝「国立国会図書館法の一部改正法案」は現在衆議院で継続審議扱いです。昨年末、ついに成立したアメリカの「日本帝国政府情報公開法」に基づき、七三一部隊による人体実験、細菌戦、ある取り組みをしています。わたしたちは悔



50 ばあちゃん。

## 第九回 口頭弁論報告

日原 広志

いよいよ結審となる一二月一八日の広島高裁には約五〇名の支援者が各地より詰めかけた。今回は、双方が土壇場になつて付加してきた「新たな法的主張」（すなわち、一審原告側の「立法不作為違憲確認請求」と一審被告国側の「日韓協定で解決済み論」）に対する、それぞれの反論提出のみと、いうことで、一審原告ハルモニたちの参加はなし。裁判は山本弁護士による「反論」（準備書面）要旨陳述と、李弁護士による最終意見陳述の二つを以て三〇分で終了した。

山本弁護士は冒頭で、一審被告による「解決済み」論が国際的には恥の上塗りであり、国内的にはひいきの引き倒しであることを明らかにした後、具体的に「解決済み」論の矛盾を順を追つて突き、明解に論破していった。以下はその反論要旨。

1・国連人権委員会においては、「日韓協定はあくまでも経済協力についての協定であつて、被害者の人権問題に関するものでは

ない」と、さらに「慰安婦」問題は討議もされなかつたことが確認されており、日本政府の「解決済み」論は一蹴されていいる。クマラスワミ報告やマクドゥーガル報告でも同様である。

2・国内に目を転じると、たしかに「解決済み」論は繰り返されて来たものの、実は国会においてさえ、九一年を境に軌道修正を迫られている。それは、シベリア抑留者の対ソ請求権に関して「日ソ共同宣言における請求権の放棄」というものは、国家自身の請求権及び外交保護権の放棄のことであり、個人の請求権までも放棄したものではない」とした事に端を発するが、政府は、以後日韓協定についても均衡を取る必要に迫られた。すなわち、九一年八月一七日以降の国会答弁においては、「日韓協定の規定は外交保護権の放棄に過ぎず、個人の請求権は消滅していない」と認めるようになつたのである。また請求権は国内法でも放棄されたことはなく、一審被告の主張は国会の流れをも更に後退させたものである。

3・一審被告の「解決済み」論の中身

日韓協定は経済援助と並行して締結されたものであり、日本はすでに無償三億・有償二億ドルという膨大な額の援助を行つて、被害者的人権問題に関するものでは

ない」と、さらに「財産・権利・利益」と「請求権」の二つについて外交保護権を相互に放棄したものである。措置法により「財産・権利・利益」については国内法的にも消滅した。

「請求権」については外交保護権でしか保護されないものであり、外交保護権と共に救済される余地はなくなり、請求権も消滅した。

したがつて、韓国の被害者個人が日本で訴訟を起こす権利は否定されないが、それがあくまで「裁判所でその内容を認められることは決してあり得ない」訴権としてである。

4・「解決済み」論への反論

無償三億ドルは当時の相場で一〇八〇億円相当だが、これは日本人への戦後補償に費やされた四二兆円と比べるとわずか〇・二五%に過ぎないのであって、「膨大な額」とはいえない。さらに被害者の補償に使用された金額は、その一〇八〇億円の五・四%にあたる五八億円でしかなかつた。だいたい、一審被告が「賠償の性格を持たない経済援助」とわざわざ主張しておきながら、「賠償の性格を持たない経済援助によつて国家間の賠償問題が解決した」というのは非論理的である。侵略と植民地支配への謝

罪と賠償を怠り、このような曖昧な解決を行おうとしたことが、戦後五五年を経過した今日に戦後補償問題を残す禍根となつたのである。

九三年五月の丹羽答弁によれば、「AがBに殴られ、AがBに『賠償しろ』と言つている間は請求権。裁判所が『なんとかしろ』と判決で確定して、初めてその請求権は実体化する」とあり、措置法で消滅させたのはこの実体的な「財産・権利・利益」のみ。一審原告らの損害賠償請求権は判決で確定していないのだから典型的な「請求権」に属し、消滅などしていない。また一審原告は韓国の外交保護権を代わって行使しているのではなく、日本の国内法により国内法の手続きによつて請求しているのであって、外交保護権の放棄と本件は関係ない。一審被告は國際法上の議論と、国内法上の議論を故意に混同させて惑わそうとしている。

一審原告に訴権があるのは当然であつて、「訴権はあるが裁判で認められることのあり得ない訴権」などという概念は無意味である。またかつて宮沢首相は「国と国との関連においては解決済みだが、個人との関係については、訴訟の行方を見守つていきたい」と答弁したが、「内容を認められる」

とは決してあり得ない」訴訟の行方を何故見守る必要があるのか。仮に一審被告と同じ認識だとすれば、宮沢答弁は「被害者の死を待ちたい」と言つてゐるに等しい。これは高齢の被害者にとって余りにも残酷な対応であり、一審判決の指摘通り「一審原告らの苦しみを際限のないものにしていれる」といえるではないか。あくまで「訴訟の行方を見守る」は字義通りに取るべきであり、よつて一審被告の主張は首相答弁とも矛盾しているのである。

## 5. 結論

日韓協定は「請求権」についての外交保護権を放棄したものに過ぎず、「請求権」は措置法によつても消滅していない。日韓協定では、一審原告らの被害に対する補償・賠償の問題は何も「解決済み」とはなつてない。一審被告の今回の主張は、韓国人被害者にさらなる苦痛を与える不当行為である。(以上、反論要旨)

報告集会での詳しい説明によれば、巷にあふれる「解決済み」論は、実は裁判の場で正面切つて展開されるのは初めてであり、弁護士会館に所を移しての報告集会では、「国側の証拠書類、『日韓条約と国内法の解説』(時の法令別冊 昭和四一年)はなぜか全文ではなく六三頁尻切れのものだった。不自然に思つたので全文を入手し確認したところ、案の定六四頁にいいこと(つまり国側に都合の悪いこと)が書いてあつたので、こちら側の証拠として提出した」などと唚然とする裏話も飛び出した。今更

ね」「おもしろいものがあるそですね」などと問い合わせが寄せられたらしい。原告側も緊張をもつてその「解決済み」論を分析したそうだが、山本弁護士の印象としては「なんだ、だまされたという程度。本気じやない、その場しのぎだな」というものに過ぎなかつたとか。実際傍聴席でも「めちゃくちゃな論理だな」等あきれる声や失笑が漏れたのだった。

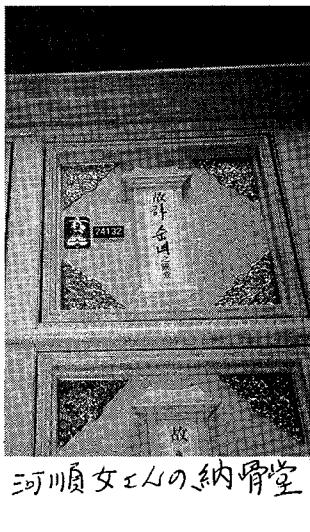
この後、李弁護士が最終意見陳述。一人のハルモニの人柄の素描に始まり、血の通つた憲法の本当の姿をと訴えて終わる、丸八年に亘る訴訟の思いの丈を凝縮した歴史に残る名陳述に惜しみない拍手が送られた。

ここで裁判官トリオが「合議します」と一時退出。結局判決の日程については「追つて指定」ということで結審となつた。

弁護士会館に所を移しての報告集会では、「国側の証拠書類、『日韓条約と国内法の解説』(時の法令別冊 昭和四一年)はなぜか全文ではなく六三頁尻切れのものだった。不自然に思つたので全文を入手し確認したところ、案の定六四頁にいいこと(つまり国側に都合の悪いこと)が書いてあつたので、こちら側の証拠として提出した」などと唚然とする裏話も飛び出した。今更

ながら嘘の上塗りにあきれかえる。判決日を決めなかつたことについて質問が出たが、「どちらになるにせよ判決文をちゃんと書く気があることの表れ」とのこと。「判決前に裁判所に求めることは?」との質問に対して、山崎弁護士は「まさしく法律論以前に、『こういう実体があるのだ』ということを認識して判決を書いてほしい。戦後補償は『終わったこと』ではない。現行憲法がなぜ出来たか。そこには戦争がメインテーマとしてあるのだから。事実を把握し、被害者の救済に努めよ。法創造議論により可能なはず。一審で折角一步踏み出したのだから、二歩・三歩と踏み出した判決を書いて欲しい」と訴えた。

集会では日韓共同署名、女性国際戦犯法廷、立法運動についてのアピールがあり、最後は参加者三〇人ほどが八年間の労をねぎらい、自己紹介と関釜裁判に対する想いの分かち合いの時をもつことができた。



ながら嘘の上塗りにあきれかえる。判決日を決めなかつたことについて質問が出たが、「どちらになるにせよ判決文をちゃんと書く気があることの表れ」とのこと。「判決前に

裁判所に求めることは?」との質問に対し

て、山崎弁護士は「まさしく法律論以前

に、『こういう実体があるのだ』といふことを認識して判決を書いてほしい。

戦後補償は『終わったこと』ではない。現行憲法がなぜ出来たか。そこには戦争がメインテーマとしてあるのだから。事実を把握し、被害者の救済に努めよ。法創造議論により可能なはず。一審で折角一步踏み出したのだから、二歩・三歩と踏み出した判決を書いて欲しい」と訴えた。

集会では日韓共同署名、女性国際戦犯法廷、立法運動についてのアピールがあり、最後は参加者三〇人ほどが八年間の労をねぎらい、自己紹介と関釜裁判に対する想いの分かち合いの時をもつことができた。

## 判決を前に 原告たちの一言

(二月一〇日から一三日までの韓国訪問で…  
まとめ花房恵美子)

柳下さん（不二越）

一九二六年三月八日生



朴ソヒさん（不二越）

一九三〇年四月二三日生



長い間裁判をし、ずいぶん待つたけれど、いい結果が出ていない。大変残念で悔しい。日本にいる人たちのことを信じて自分たちもがんばってきました。支援して下さい。

日本に行つたときは、日本人だと教育されていたから、日本人のつもりで働いた。空襲で不眠症になり、今までずっとつらい状態です。

必ず日本が補償しなければならないです。一審で負けて、二審でもいい結果が出なかつたら、死にきれない。悔しくてたまらない。子供をだましたのに、そのまま放つておいては日本の国はダメですよ。

朴ソヒさん（不二越）

一九三一年十二月五日生



自分たちの存在を韓国人たちが知らないことに腹が立つ。「慰安婦」と間違えられいやだというより、本当の意味で挺身隊はこういうことをしたと理解がされていないことが悔しい。裁判は八割は諦めているが、

二割は希望を持っている。判決を前にして、「絶対勝つ!」と言いたい。

姜ヨリさん（東京麻糸）

一九三〇年十一月十二日生



国のために仕事をしに行くので、学校に通わせると言つたのにうそだった。苦労して、

怪我もして、病気にもなつて、大変つらく、悔しくて、腹立たしいことです。

日本で支援する人には感謝するけれど、自分は年も取つていつ死ぬかわからない。

十年裁判してきたけれど全然希望が見えない。体が丈夫で、補償をもらつたら、仕事をはじめられたかもしないが、今は全然条件がそろつていなくて、絶望的だ。

李 イ・ヨさん (東京麻糸)  
一九三二年四月二一日生



しているけれど、生きているうちに早くして欲しい。

鄭 水蓮さん (東京麻糸)  
一九三二年一月九日生



子宮ガンの手術をしたけれど、膀胱に転移して、今は人工肛門をつけている。歩けなくなつて十三年間、家の中だけにいます。ひとつふたつ悪いなら何も言わなければ、腰も痛く、骨も痛く、あちこちみな悪くて痛い。歩けないから何もかにも頼まなくてはいけないし、つらいことです。

何もできないのに、長い間ご苦労かけて、

支援してくださいり、心から感謝しています。

国民学校で担任の先生から勉強もできるし給料もたくさんもらえるといわれて、日本に行つたのに、担任の先生の言つたこととは全部違つていて、だまされた。このままでは日本に行つて死にます。十年もがかつて全然答えてくれない。悔しくて、死にきれない。

樂 錦徳さん (三菱名古屋)  
一九二九年一一月三〇日生



李順徳さん (上海で「慰安婦」)  
一九一八年一〇月一〇日生



早くして欲しい。

こんなに体が悪いのに、早くしてお金をやればいいのに・頭が熱くて、体中痛くて、体があちこちわがまましているよ。

おじいさんも腰が悪くて寝ているし、元気を出そうと思つてもできない。

入院していい治療を受けたいけどお金がない。早くしてください。

朴頭理さん (台湾で「慰安婦」)  
陰曆一九二四年九月二日生

早く！早く！  
死ぬ前に解決しろ！



小さいときに日本の国のために働いたのに、必ず勝つ！

一銭もくれなくて、悔しい。日本に行かなかつたらできたであろう仕事もできなくて腹も立つし、やるせない。

裁判のために力を尽くしている人には感謝

(再会を喜び合い、別れの挨拶をしただけでゆつくり話せなかつたので、ニュース三四号の最終意見陳述をご覧下さい)

早く解決しろ！

日本人がきてもいやだ。お世話になつてゐる人たちが来るのはいいけれど、民間の人たちに罪はないが、何か話してくれと言われても絶対に話さない。

韓國訪問記(二月一〇日～三日)

三輪淳一・尾関直子

花房俊姫さん・花房恵美子さん・松岡淳一の六人で、韓国へ行つてきました。裁判の状況を説明するため、また、原告たちの生活や体調などの様子を知るためです。

丁さん・通訳の姜蓮淑さんが、迎えに来  
られていた。彼女たちに加え、「レッドハン  
ト」という映画の監督と、「原告のために何  
かしたい」という若い女性たちが三人来て  
いた。さらに、テレビカメラもなぜか来て  
いる。だから、カメラに映されたくない姜

ヨ○さんは、出迎えの人達の後ろの方で待つていた。私たちもテレビカメラのいきなりの出迎えにひるんでしまった。柳下さんは、元気そうに見えるが、姜ヨ○さんは、体調が悪いそうだ。

まず、空港から鄭水蓮さんのアパートに、先述の監督と姜蓮淑さんの車一台に別れて乗つて移動した。(この監督は、私たちの釜山での移動で、ずっと車を出して下さった。) 天気は晴れていて、あまり寒くない

鄭水蓮さんのアパートでも、カメラの人  
は、嫌がつて顔を伏せたり布で覆つたりす  
る原告に、容赦なくカメラを向けるので、

鄭水蓮さんに、花房さんが、裁判の状況を説明し、引き続き裁判を弁護士に委任するための書類を出した。そうして、鄭水蓮さんからのメッセージをビデオに収録する。

夕食を食べに食堂に行く。食堂では、李ヨリさんと朴スヒさんが待っていた。李ヨリさんは、元気そうだ。しかし、朴スヒさんは体調が悪く、やせている。彼女は、座っているのもしんどいらしく、ほとんど横になつていて、ろくにご飯も食べない。ここでも十人ほど、何かしたいという若い人達

柳下さんは一人で住んでいる  
柳下さんと朴らしさんは一緒に泊まつた  
けども、李Y.Oさんは途中で帰つた。夜一  
時過ぎまで、朴S.Hさんと一部の支援者た  
ちは「懐メロ」を歌つて過ごしたという。  
途中で寝てしまつた私は、「ビデオにとつ  
ときやよかつた」とモーレツに後悔した。  
途中で帰つた李Y.Oさんは、「私も泊まつ  
て歌えばよかつた」と次の朝後悔されてい

朝、姜メロさんが、「あまりないけど、といいながら、柳下さんと、食卓におかず六、七品をずらつとならべる。てんこもりのご飯を二杯いただいた。（後から知つたが、先述の丁さんが三輪に運ばせた荷物は、次の日の朝食の材料とおみやげだつた。「一人では朝食を作りきれない。」と、姜さんから柳さんに電話があつたらしい。）食後、出発の準備をしていると、秋月さんが到着した。今日の午前中通訳をして

ら、あなた来なさい。」と柳下さんに言われ、三輪は彼女の家まで連れて行かれた。食事を終えて外に出ると、かなり寒くなつた。

くれる。

出発は朝の一〇時だ。李ヨヨさんも来られた。そして、昨年五月に亡くなつた原告の河順女さんの墓参りに行つた。河順女さんの甥御さんの金丁さんが、車で迎えに来て下さつた。車で約三〇分くらい。丘の

上の葬儀場に河順女さんの遺骨が入つてゐる納骨堂がある。一人一人合掌して河順女さんにあいさつをした。(去年、河順女さんの訃報を支援する会の人たちが受けたのは、彼女が亡くなつてからしばらく経つてからで、みんな呆然とした。そうして、お墓参りする機会を今回ようやく得た。)

そこから車で二十分ほどの、曲線の多い山道の途中にある茶店に、例の監督の案内で行つた。車を降りると陽差しがまぶしい。林の空気がひんやりしているが寒くない。鳥の鳴き声が聞こえる。こじんまりとした山小屋みたいなお店で、暖かみのある白い陶器をたくさん置いてある。出されたお茶がすごくうまい。その一室で、金丁さんから、順女さんの最期を聴いた。亡くなる直前は、いろんな病気を併発されていた。そうして、「順女さんの妹さん(妹さんは全羅道に行かれて留守だった)に裁判継続の意志があるなら」と、手続きに必要な書類をこちらから彼に渡した。

そして、ここで、柳丁さん・姜ヨヨさん・朴らしさん・李ヨヨさんから支援する会のメンバーへのメッセージをもらう。この後、お昼過ぎに李貴粉さんのアパートへ向かう。金丁さんは、このアパートまで送つてくださつた。

李貴粉さんにお会いするのは初めてだ。

初対面ということもあるが、暖かくてスケールの大きい人柄に圧倒された。ここで、ソウルにいくグループと、光州に行くグループと分かれる。ソウルに行く花房俊雄さんと尾関・三輪の乗る飛行機は午後四時五〇分出発なので、三時半くらいにアパートから空港へ発つた。空港へのタクシーに乗る直前に、「ちょっと待つてて!」と蓮淑さんに呼び止められ、いろんなおみやげをいたぐ。昨日は柳丁さんから韓国のりをたくさんいたくし、日本からのおみやげと一緒に入り違いにもつと大きい韓国からのおみやげが増えている。(三輪など、昨夜は、柳さんのご家族から、ダウンジャケットをいただいて來ていた。)

金浦(キンポ)空港に到着して窓を見る。日本で見るときはいつも青白いダウンジャケットだが、今日は薄い緑の地に花柄のダ

ウンジャケットを着ている。「きれいですねえ」と素直にほめたら、「そんなこと言わなくていい」と盛んに照れている。ふと見ると、彼女の横に一抱え程の段ボールが置いてある。おみやげにもつて来てくださつた韓国のだということだ。

地下鉄で仁寺洞(インサドン)へ行くと、改札口で二人が出迎えてくださつた。姜濟淑(カンジエスク)さんと、福山の支援する会で留学中の岡村道子さんだ。姜濟淑さんが予約してくださつた簡易旅館には、駅から歩いて二〜三分で到着した。所々に雪が固まつて残つていて。荷物を下ろして、居酒屋へいつて、飲んだり食べたりしてしばらくすると、朴博子(パクパクジヤ)さんもかけつけてくださつて、「日韓の学生運動」の話やら、「精進料理の話」やら、「心靈現象の話」で盛り上がる。食事が終わつて、また近くの姜濟淑さんの属する「平和市民連帶」の事務所で、コーヒーをいただいた。旅館に戻つて、朴ヨヨさんの戦後の生活の話を聞く。去年の夏の本人尋問では語られなかつた彼女の戦後・現在の詳しい話だ。二時間くらいだつたと思う。寝たのは夜中の二時くらいだつた。

翌日は、昨夜お茶をこちらになつた「平和市民連帶」の事務所へ行つた。花房さん

は、お昼まで、ハンギョレ新聞のインタビューを受ける。

その後、ナムの家に行くため、午後二時半くらいに事務所を出発し、姜濟淑さんにバス停まで送つていただいた。バスに乗つて約一時間半ほどで、最寄りのバス停で降り、タクシーに乗り換た。広い河や畑を、氷の覆つているのが見える。ナムの家に到着したのは六時頃だ。雪が大分解け残つていて、足が滑りやすい。

朴頭理さんの姿が見えない。彼女は、今夜の準備のために、市場に買いだしに出掛けられたという。私たちが泊めていた宿の敷地内に離れて、とにかくそこに荷物を置いていたら、朴頭理さんが帰つて来られた。彼女は、元気そうに見える。本当に、「ここにこして、『おうおう、よく来た、よく来た。』」という感じで手を取つて迎えて下さった。そして、ボランティアの米倉真由美さん・京都に住んでいる金京子さんにお会いした。

到着したのは食事の時間だった。「たくさん食べろ」と勧められるのは、韓国に来てから変わらない。そして、ここでも、朴頭理さんや金順徳さんが、しきりに「ごはんをすすめて下さる。もう、ゴマ一粒・米一粒食べられないくらい腹一杯だ。そして、

休む間もほとんどなく、七時半過ぎから、私たちが泊めていた駅で、飲み会が始まつた。朴頭理さんがこのためにわざわざ市場に行つてビールやつまみなど多数多種類買って下さつた。朴頭理さんが、「たくさん食べろ、たあくさん食べろ」と両手を振りかざす。だから、腹一杯なのに、また食べて飲む。ナムの家のおばあちゃんたちを交えてわいわいやつてると、八時を過ぎてようやく光州にいつてた松岡さん・花房恵美子さん・石井さんが到着した。

心配性の朴<sup>ス</sup>さんは、「遅いじやないか！」と、松岡さんに泣きついていた。

翌朝、八時の食事の後、チャンゴをたたいて歌つたり踊つたりして、しばらく過ごした。お昼前に出発する予定にして、同じ敷地内にある記念館を見学する。朴頭理さんが起き出して来られた。「韓国の言葉しゃべれ、ほれ！」という感じで花房俊雄さんがつかまつている。(去年の夏の本人尋問の前日に、花房俊雄さんは、彼女からハングルのテストをされていた。彼女は、その事をえらく気に入られている様子だ。)

お昼前、タクシーが来た。帰る時間になつた。しかし、時間が迫つて焦るのか、みんな、各自ばらばらにあいさつをし合うから、があちやんたちも米倉さんも、あつち

に顔を向けたりこつちで握手したり。ナムの家の駐車場は、何だかちよつとした騒ぎになつていた。タクシーからバスに乗り換え、飛行場に行く。

飛行場では、岡村さんが、試験の合間をぬつて見送りに来てくださつた。朴<sup>ス</sup>さんは、ナムの家から飛行場まで一緒に来てくださつた。飛行機に乗る前のお茶では、釜山の放送局の話が中心になつた。女子勤労挺身隊についての番組を作る希望があるという。朴<sup>ス</sup>さんは、「日本軍『慰安婦』と女子勤労挺身隊のことが、混同されてしまう。ただ、混同されるよりもまず、女子勤労挺身隊のこと自体をみんなまだ知らない。このことの方が嫌だ。」というようなことをおつしやつていた。そうして、裁判の横断幕の書き方などの話になる。

朴<sup>ス</sup>さんも岡村さんも、ゲートをくぐる直前まで見送つてくださつた。朴<sup>ス</sup>さんが、「私もおみやげにして日本に持つて行ってくれ。」と冗談をおつしやりつつ、「次に会えるのは何ヵ月先か。」と泣かれている。そして、二人に見送られて、私たちは、午後四時に出発のゲートをくぐつた。

通訳・食事・移動・宿泊など、忙しい中で時間を割いてくださつた方々、本当にありがとうございます。

## 民主化の発信地・光州をたずねて

石井美登里

二月十九日十九時五十分、釜山からの飛行機は定刻より少し遅れて光州に到着。あたりはすっかり暗くなっていた。空港に降り立つた私たち三人（松岡、花房恵美子、石井）を李金珠（イ・クムジュ）さん、梁錦徳（ヤン・クムドク）さん他光州遺族会のメンバーが出迎えてくれた。李金珠さんは、昨年の日韓共同署名の無理がたたつてか風邪がまだ抜けないという。体調がかなり良くなさそうにお見受けしたが、凜としたお姿はいつも変わらぬ李金珠さんそのものだと思った。

光州遺族会（正式には「太平洋戦争犠牲者光州遺族会」）副代表の高光萬（コ・グアンマン）さんの運転する車で李順徳（イ・スンドク）さんの家へ向かう。李順徳さんはいぶん弱っていて、私たちが到着したときは布団に臥せっていた。頭が痛いといい、布を巻いている状態だった。それでも、「遠くから来られたのに寝ているわけには行かない」と言って手を借りて起き上がり、布団の上に座つて思いを語つてくれた。痛々しくて、訪れた面々は言葉を失つていた。

二月十二日、心のこもった朝食をいただき、李金珠さんの家と愛犬ボニーに別れを告げる。昨日と同様、高光萬さんの運転で、今日は李金珠さんの設定のコースを案内していき、李金珠さんの家の咳に心を痛めているのは多分私だけではなかつただろう。とても心配です。

は李金珠さんの設定のコースを案内している。「頭のてっぺんが痛いのです。おでこは逆に冷たくて・・食欲はありません。こんなに痛かつたら死んでしまいたくなる。入院したくても、お金もないのです」と李順徳さんは言う。夫も体が思うように動かず具合が悪い。「十一月の裁判（女性国際戦犯法廷のこと）の結果に期待している。お金が出たら、自分はいいから世話になつたみんなにあげるよ」と言う。話しているうちに、段々と血色が良くなり、表情に張りが出てきたようだつた。「早く体を丈夫にして、判決のときは広島に来てくださいね」と言う言葉に嬉しそうに頷いていた。胸の奥にずしんと重いものを抱えたまま、私たちは李順徳さんの家を出た。

今日の宿を提供してくれた李金珠さんのお宅に行く。クリスチャンである李金珠さんの質素ではあるが豊かな心のこもつた生活ぶりに、改めて感動を覚えた。同じ部屋に、私たち三人と休んだが、夜半に聞こえる李金珠さんの咳に心を痛めているのは多分私だけではなかつただろう。とても日々であつたと感じている。

ただ、そのような苦しい渦中にありながらも精一杯私たちをもてなしてくださいました。李金珠さんはじめとする光州の方々の強い精神力に大いに励まされた二日であった。（追記・その後李金珠さんより電話で連絡があり、風邪はよくなられたとのことです。）

新しい歴史教科書をつくる会の  
教師の採択権否定に反撃を！

山下英二

小中学校で使われる教科書は通常、四年に一度文部省の検定を通過したものから市町村教育委員会が採択をしており、二〇〇二年四月から使用される教科書の採択が本年七月に決められようとしています。その時期を迎える「新しい歴史教科書をつくる会」（会長 西尾幹二）の各県支部を中心となつて、全国的に『教科書採択制度の見直しを求める請願』運動を積極的に推し進めています。

一月一〇日現在では、全国二七県議会で請願・意見書が採択され、すでに九州沖縄八県では沖縄以外に請願が出され、大分は継続審議となり、それ以外は採択がされました。なかでも熊本県議会では、教職員組合が見直しに反対し「教科書の採択には教職員や保護者から意見集約すること」を求めた請願も同時に採択されています。福岡県議会にも請願締め切り間際に「つくる会」から提出され、関釜裁判を支

援する会として反対する請願活動を起こしたもの、一二月二〇日にはとと言う間に多数決によって採択がされてしまいました。

山形・福島・茨城・千葉・滋賀・鳥取・鹿児島の各県では、県内の全市町村に「つくる会」の請願が提出されています。このよ

うな「つくる会」の全国運動に併せて、福岡市議会にも昨年九月議会で請願が提出されました。二月議会での審議扱いとなつて、三月五日続審査となりました。詳細は後述。その請願理由として「福岡県の八採択区の現状は特定の出版社の独占状態が見受けられ、教育委員会の判断が正しく反映されているか疑念を覚える。最近の教科書の一部に反日的、自虐的な記述が増えたことは残念だ。社会、歴史教科書の採択にあたっては市民の意見を集約できる方法と、記述内容が学習指導要領の目標に沿つたものであるよう必要とする」と述べています。

日本の歴史教科書の内容は、九〇年代になつてやつと植民地支配の実態や、侵略戦

争の事実である「従軍慰安婦」・南京大虐殺・七三一部隊・強制連行や東南アジアにおける住民虐殺など加害、戦争犯罪、沖縄戦の事実が教科書に記載されるようになつてきました。しかし、侵略戦争の事実に真面から向かい合おうとしない勢力は「自虐的・反日的」としてとらえ、教科書からの記述削除を求める運動を「つくる会」の全国ネットを張り巡らせながら緻密に、しかも計画的にやり抜いてきています。

その結果、今回のような「教科書採択制度の見直し」請願運動や、最近ではすでにマスコミ報道によって伝えられているように、検定中の中学校歴史教科書について近現代史の内容が、大きく後退させられている事実が明らかになっています。

例えば「従軍慰安婦」の記述が七社から三社に減つており、「慰安婦」という用語を使っているのは一社のみで、他の二社は「慰安設備」という記述に書き換えられています。「つくる会」による執拗な教科書記述削除の運動に一定の成果を収めた彼らは、教育委員会の力をもつと強化させ、教科書の採択にかかわっている教師をその場から排除されることを目標におき、さらに侵略戦争を否定する自前の教科書を採択させようと狙いを定めています。そのことは「つくる会」の教科書が検定の第一段階をクリアしたと伝えられているところに見ること

ができます。このように「つくる会」の採択制度に対する攻撃や、新しい教科書の導入を視野に入れた攻撃に見られるように、用意周到に計画され、彼ら流の草の根運動として確実に実行されつつあります。

このような動きに対して、琉球大教授高嶋伸欣氏らは「つくる会」、扶桑社、産経新聞社が他社発行の教科書を誹謗中傷する文書などを執筆、発行、頒布したのは独禁法違反にあたるとして公正取引委員会に申告をしました。「つくる会」の攻勢的な教科書攻撃に対して、すでに反撃が開始されています。

街頭署名運動等奮闘されました。当日は歴教協の西嶋さん当会の松岡さんが反対の趣旨説明をし、星野議員が大活躍され、挙手採択すれば八対四で採択されたかもしれませんのですが、社民党の委員長が会派毎の取り扱いを聞いて継続審査を提案、自民党が賛成して継続となりました。(

## 「女性国際戦犯法廷」に参加して

松岡澄子

### ◆ 昭和天皇有罪

「戦時中の強姦や『慰安婦』制度は『人道に対する罪』であり、究極の意志決定の権限者である昭和天皇は知る立場にあり、やめさせる手段を講じるべきだった」と、ガブリエル・マクドナルド裁判官（旧ユーゴ国際戦犯法廷前所長）から有罪判決が告げられた時、会場を埋め尽くした千百人は総立ちになり、歓迎の拍手は鳴りやまなかつた。戦争と暴力の世紀だった二十世紀も終わろうとしていた十二月十二日、加害国東京で開かれた「女性国際戦犯法廷」の最終日でのきことだつた。

「戦争と暴力と破壊の二〇世紀」から、「平和を創造する二一世紀」を目指し、アジアの人々との心からの信頼を築き上げるためにも、歴史の事実をねじ曲げようとしている狹小なナショナリズムと、対抗していく粘り強いたかいが、いま私たちに求められています。

(二月五日福岡市議会の第一委員会で新しい歴史教育をつくる会福岡県支部から出されていた請願が継続審査になりました。事前に教科書問題を考える会の人たちが第一委員会の委員全員の自宅を訪問し、採択しないようにとの要請行動や、

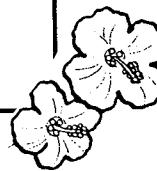
### 「あやまれそしてつぐなえ PART 6—最終準備書面」

弁護士たちが最終準備書面のつもりで精魂傾けて書いた準備書面を国側の準備書面とともにシフレットにしました。判決に向けて弁護士たちの思いを共有したかったです。

1冊500円です。

—審被告側の「日韓協定で解決済み論」に対する反論は  
関係裁判のHPに載せています。

<http://www1.neweb.ne.jp/wb/kampu/>



「慰安婦」制度という日本軍性奴隸制が女性に対する戦争犯罪であつた真相を明らかにして被害女性たちの尊厳を回復し、日本政府に戦争責任・戦後責任をとらせる手がかりとし、性奴隸制や強姦などの戦時・性暴力が今後、世界各地で繰り返されないよう、女性の人権が尊重される平和な新世

紀を創ろう一八日からはじまつた法廷の目

的である。日本軍性奴隸制を裁く女性国際  
戦犯法廷を日本の「NGO」、「戦争と女性への  
暴力・日本ネットワーク」(VAWW-NET

Japan 松井やより代表) の呼びかけで、国  
際実行委員会が開催した。

韓国などアジアの八つの国・地域の被害  
者六十四人を含めて国内外から参加した約  
二千人が戦時性暴力の不処罰の循環を断ち  
切るために責任者の刑事責任を追求する法  
廷を見つめた。法廷は被害国の検事団が起  
訴状を朗読、被害者が証言し、ビデオ証言  
も採用された。朝鮮民主主義共和国の被害  
者は「一九四二年十二歳の時、日本の巡  
査に良い仕事があると誘われ、軍隊の中の  
慰安所に連行された。軍人が無理矢理服を  
脱がし性行為をしようとしたが、できない  
ので陰部をナイフで切られて気絶した。

「お前は朝鮮人だが、天皇のためにできな  
ければ肝臓を食べてやる」と言られて、ナ  
イフでお腹と胸の下を切られた、と証言し  
た。軍人の性欲の餌食にされた被害者に  
「人権」という文字すら存在しえなかつた。

残酷な体験は今もなおPTSD（心的外傷後  
ストレス障害）として彼女たちを苦しめて

いる。

#### ◆踏みにじられた正義と尊厳の回復

「責任者有罪」の判決後、被害者は半世  
紀の恥の呪縛、恨（ハン）の棘から解放  
されたかのように晴れやかであった。パト

リシア・セラーズ主席検事（旧ユーゴ国際  
戦犯法廷法律顧問）が感動的な最終論告を行つたあと、チマチヨゴリのハルモニが壇  
上に上がり、床にひれ伏して何度もお辞儀  
をした。この場面でも、判決を聞いたとき  
にも私は被害者たちの正義と尊厳は回復さ  
れたのだと実感した。

兵隊の性欲にあてがわれた、まるで軍需  
物資のように性奴隸にされた被害者たちは、  
身体の傷と心の傷をひきずつて自分を責め、  
長い間沈黙を強いられてきたが、やっと踏  
みにじられた人権が回復されたのだと思う。  
それ程に女性国際戦犯法廷は偉大でその判  
決には意味がある。

女性国際戦犯法廷は民衆法廷である。ベ  
トナム戦争中に米国の戦争犯罪を裁いたラ  
ッセル法廷にならつたもので法的強制力は  
持ち得ない。しかし東京裁判で欠落したジ  
エンダー正義に基づく道徳的権威を持つ。

を担う裁判官、検事、法律顧問を受諾して  
くれたことはこの法廷が国際的に認知され  
ている証と言える。

#### ◆ 責任者処罰と日本政府への勧告

裁判長は判決で責任者処罰と共に日本政  
府に対して「被害者への法的責任を認め謝  
罪、賠償すべきだ」と勧告した。国連も勧  
告し、被害者も支援者も期待してやまない  
謝罪と賠償を日本政府は頑なに拒絶してい  
る。日本から世界へ目を転じると、旧ユー  
ゴヤルワンドの戦犯法廷で戦時下の性暴力  
が「人道に対する罪」と認められる国際人  
道法に新しい潮流が生まれている。ドイツ  
は自らの手でナチスの戦犯を裁き、「記  
憶・責任・未来」基金を創設し、外国人の  
強制労働者にも補償を始める。日本は歴史  
の事実に盲目で戦争責任に目を背けてきた。  
国際人権感覚において孤立している。

「平和のために責任者処罰を」と最後の  
絵を描いて逝つた姜徳景（カン・ドックヨン）  
ハルモニの遺志を継承した「女性国際戦犯  
法廷」から大きな感動を得た参加者は、そ  
こに咲いた花に実を結ばせる課題を共に二  
十一世紀に受け継ぎたい。

# 会計報告

2000. 2. 29~2001. 1. 31

収入の部		支出の部	
前期繰越	583,399	原告旅費・滞在費	821,000
会費カンパ (203件) *1 *2	2,086,869	原告医療費援助	251,000
医療費カンパ	103,921	弁護団カンパ	250,000
雑収入 講演料 PTSD講演会 パンフレット等	123,500	広報 ニュース、パンフレット 印刷、郵送費等	786,045
合計	2,897,689	事務費 国際電話、消耗品 コピーマシン等	124,714
		運動費 他団体へのカンパ等	31,210
		Fネット・FAX使用料	74,643
		合計	2,338,612
		次期繰越	559,077

\*1 広島・福山・県北の件数 76件

\*2 カンパをいただいた団体名

広島高教組、カトリック東京正平協、黒田ジャーナル、田川教会他

## <会計担当よりお礼>

昨年は二度のカンパ要請に応えてくださりありがとうございました。

お陰様で証人尋問・本人尋問というハイライトを乗り切り、今判決を迎えるとしています。裁判が広島に移り、広島・福山・県北と支援の輪が広がり、原告のハルモニたちも福岡のわたしたちも心強い思いでした。

八年という月日はハルモニたちにとってどんなに長かったことでしょう。弁護団もほんとうによくがんばってくださいました。広島高裁の判決には、是非ハルモニたち全員にそろって法廷に座っていただきたいと願っています。今まで支援下さいまして感謝に耐えません。裁判は判決がどのような結果になろうとまだ続きますし、支援活動は継続します。今後ともよろしくお願ひします。

判決に原告全員をお呼びするために今年度の会費をよろしくお願ひします。

(薬師寺由起子)

支援する会とその関係者の間  
では、昨年 20世紀かけ込み  
結婚が流行りました。(笑)

明太(Xンタイ)がつぶやく  
このたび、編集長のワタクシ、  
結婚しました。結婚仲人、  
岸式ナシの地味婚。会社  
ひと旧姓を使いつづけている  
ので、生活も特に変わら  
せん。ご祝儀はいつも愛付  
付けます(笑)。

## 下関判決を生かす会

(日本軍性暴力被害者裁判支援連絡会)

### ◆ 「慰安婦」被害者を当事者とする裁判 日程 ◆

中国・山西省性暴力被害者裁判 第9回口頭弁論 (本人尋問)

2001年2月21日(水) 13:30~16:00 東京地裁 103号大法廷

注意!! 傍聴券配布は 13:00 東京地裁前に集合

\* 報告・証言集会 18:30~21:00 カンダバンセ 201号室

中国人元「慰安婦」裁判第一次訴訟 判決

2001年2月27日(火) 13:10~ 東京地裁 712号法廷

\* 報告集会 18:30~ シニア・ワーク講堂

台湾人元「慰安婦」損害賠償請求訴訟 第7回口頭弁論

2001年3月6日(火) 10:00~ 東京地裁 627号法廷

オランダ人元捕虜・民間抑留者損害賠償請求訴訟 結審

2001年3月6日(火) 11:00~ 東京高裁 812号法廷

中国人元「慰安婦」裁判第二次訴訟 第20回口頭弁論

2001年4月20日(金) 13:20~ 東京地裁 709号法廷

# ★控訴審判決日は、決まり次第お知らせいたします★

関釜裁判を支える広島連絡会から「ナスムの家」連続上映会のお知らせです。

次の日程で、「ナスムの家」PART1～3の連続上映会を開催します。

まだ見ておられない方、またもう見られた方も再度、お誘い合わせの上、多数ご参加ください。なお、支える会では、チケットの販売、チラシの配布等に協力していただける方を求めてています。ぜひご協力をよろしくお願ひいたします。

日 時：3月11日(日) 12時15分開場 場 所：広島市平和記念資料館メモリアルホール

①「ナスムの家Ⅰ」上映（12時45分より） ②「ナスムの家Ⅱ」上映（14時45分より）

③「息づかい」上映（16時15分より）

前売券：一般 1,500 円 中高生 1,000 円

当日券：一般 2,000 円 中高生 1,000 円

## 関釜裁判を支援する会・活動日誌（33）

### 2000年

- 12月11日 福岡市議会に「新しい歴史教科書をつくる会福岡支部」が提出した「教科書採択制度の改善を求める請願書」を採択しないよう求める請願書を提出。福岡県議会にも同種の請願書を予備的に提出
- 8～12日 「女性戦犯国際法廷」に松岡、山下、石井、繩崎、花房（恵）が参加
- 18日 第9回口頭弁論、結審となる。  
関釜裁判を支える福山連絡会議結成2周年で花房「原告と出あつて」で話す。
- 20日 福岡県議会で新しい歴史教科書をつくる会の請願書が採択される
- 22日 福岡平和・人権・環境フォーラムが判決に向けてと、「戦時性的強制被害者解決促進法案」の署名に協力する文書を作成。
- 25日 福岡市内の自治労県本部、福教組ら10の組合に署名の依頼
- 29日 第94回定例会。その後、支援する会の忘年会

### 2001年

- 1月13日 松岡さん、シンポジューム「女性国際戦犯法廷報告」（アニー出版主催 於東京）で関釜裁判について報告
- 16日 第95回定例会
- 2月5日 福岡市議会第一委員会で「新しい歴史教科書をつくる会」の請願書継続審議になる（松岡、支援する会の請願書の趣旨説明）
- 6日 原告側最終準備書面の学習会
- 10～13日 韓国訪問（松岡、石井、三輪、尾閑、花房恵、俊雄）
- 18日 ニュース35号編集作業
- 20日 シンポジューム「歴史教科書改ざん問題をどう考えるか」に花房俊パネリストとして参加
- 2月25日 ニュース35号発送作業

関釜裁判ニュース 35号  
2001年2月25日発行  
編集作業人 井上由美  
尾閑直子  
花房恵美子

発行 戦後責任を問う 関釜裁判を支援する会  
代表 松岡澄子 入江靖弘

関釜裁判を支える広島連絡会  
土井桂子

関釜裁判を支える福山連絡会  
市民運動交流センターふくやま

関釜裁判を支援する県北連絡会  
福政康夫

E-mail hanafusa@df6.so-net.ne.jp  
ホームページ  
<http://www1.neweb.ne.jp/wb/kanpu>  
会費 3,000円  
郵便振替 01740-0-47678  
口座名 関釜裁判を支援する会